

障害者控除対象者認定調査票

受付年月日 令和 年 月 日

調査年月日 令和 年 月 日

記入者氏名

対象者	住 所	雨竜町 番地		
	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	年齢	歳

1 介護保険の認定について

(1) 受けている（要介護 1・2・3・4・5）

(2) 受けていない

2 身体状況について

(1) 移動  
 ア 時間がかかっても介助なしに一人で歩く  
 イ 手を貸してもらうなど一部介助を要する  
 ウ 全面的に介助を要する

(2) 食事  
 ア やや時間がかかっても介助なしに食事ができる  
 イ おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する  
 ウ 全面的に介助を要する

(3) 排泄  
 ア やや時間がかかっても介助なしに一人で行える  
 イ 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する  
 ウ 全面的に介助を要する

(4) 入浴  
 ア やや時間がかかっても介助なしに一人で行える  
 イ 体を洗ってもらうなど一部介助を要する  
 ウ 全面的に介助を要する

(5) 着替え  
 ア やや時間がかかっても介助なしに一人で行える  
 イ 袖を通してもらうなど一部介助を要する  
 ウ 全面的に介助を要する

(6) 整容  
 ア やや時間がかかっても介助なしに一人で行える  
 イ タオルで顔を拭いてもらうなど一部介助を要する  
 ウ 全面的に介助を要する

(7) 意思疎通  
 ア 完全に通じる  
 イ ある程度通じる  
 ウ ほとんど通じない

(8) 体幹障害  
 ア 両足つく座位保持  
 (ア) 自分の手で支える  
 (イ) 支えが必要  
 (ウ) できない

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| イ 両足つかない座位保持 | (ア) 自分の手で支える<br>(イ) 支えが必要<br>(ウ) できない |
| ウ 両足での立位保持   | (ア) できる<br>(イ) 支えがあればできる<br>(ウ) できない  |
| エ 立ち上がり      | (ア) できる<br>(イ) つかまればできる<br>(ウ) できない   |
| オ 歩行         | (ア) できる<br>(イ) つかまればできる<br>(ウ) できない   |

### 3 精神障害について

- (1) 有り      ア 老人性認知症  
                   イ 統合失調症  
                   ウ そううつ病  
                   エ 非定型精神病  
                   オ 中毒精神病  
                   カ その他 (                    )

(2) 無し

(3) 状況

次の項目において、援助があってもできない場合は1、援助があればできる場合は2、おおむねできるが援助を必要とする場合は3に○をする。

- |   |         |
|---|---------|
| ア 調和のとれた適切な食事摂取ができない。                       | (1・2・3) |
| イ 洗面、入浴、更衣、清掃等の身近の清潔保持ができない。                | (1・2・3) |
| ウ 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。                | (1・2・3) |
| エ 通院及び服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。              | (1・2・3) |
| オ 家族、知人、近隣等と適切な意思伝達ができなく、協調的な対人関係を<br>作れない。 | (1・2・3) |
| カ 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。               | (1・2・3) |
| キ 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。           | (1・2・3) |
| ク 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会活動に参加できない。          | (1・2・3) |

### 4 知的障害（18歳までに障害が現れた場合で、それ以外は精神障害とする。）について

(1) 有り      障害の程度 (                    )

(2) 無し

5 その他      障害の程度 (                    )

### 6 現在の状態はいつ頃から継続しているか

(1) 6月未満 (      年      月頃から)

(2) 6月以上 (      年      月頃から)